

うるま市小規模工事等契約希望者
登録について

検査課

☎ 965-5605

うるま市が発注する小規模な工事や修繕等に係る平成23・24年度うるま市小規模工事等契約希望者登録について次のとおり受付を行います。

【対象】うるま市内に主たる事業所又は住所を有する者

(入札参加資格申請の手続を行っている方は対象ではありません)

【申請方法】石川庁舎2階 検査課窓口で申請資料(要領・運用基準及び関係様式等)の配付及び受付を行います。

※うるま市ホームページの「各課の案内」→「検査課」から提出要領等のダウンロードもできます。

※申請書類確認のため提出は持参のみ。(郵送不可)

【受付期間】

3月1日(火)～3月25日(金)
午前8時30分～午後5時
(但し、土・休日を除く)

【その他】

現在登録されている希望者については、登録期間が平成23年3月31日までとなっています。

平成23・24年度も希望される場合は、新たに登録申請が必要となりますのでご注意ください

母子家庭のみなさんへ

平成23年度高等技能訓練促進費事業のご案内

母子家庭の母が、看護師や介護福祉士などの資格取得のために2年以上養成機関で修業する場合には、修業期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、「高等技能訓練促進費」を、また、卒業後に「入学支援修了一時金」を予算の範囲内で支給します。

【対象者】

- うるま市に住所を有する母子家庭の母で、次の要件を満たす方
- ・ 児童扶養手当を受けているか、又は同等の所得水準にある方
- ・ 養成機関において2年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・ 就業(又は育児)と修業の両立が困難と認められる方
- ・ 過去に本事業による給付を受けたことがない方

【対象資格】

- ・ 看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他市長が認める資格

【支給額】

項目	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等技能訓練促進費	141,000円/月	70,500円/月
入学支援修了一時金	50,000円	25,000円

【支給期間】

- ・ 平成24年3月31日までに修業を開始する場合
→ 修業期間の全期間
- ・ 平成24年4月1日以降に修学を開始する場合
→ 修業期間の2分の1に相当する期間とし、18月を上限とする

【事前相談】

訓練促進費の支給を受けようとする場合は、事前相談が必要です。現在修業中の方、または修業を予定している方は、申請前にうるま市役所児童家庭課までご相談ください。

【申請期間】平成23年4月1日(金)～4月15日(金)

【お問い合わせ】 児童家庭課 母子係 ☎ 973-4983